

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	4
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（特別土地保有税）
要望項目名	卸売市場法の抜本見直しを含めた食品流通全体の構造改革のための税制上の所要の措置
要望内容（概要）	<p>「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)や「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、今後、消費者ニーズに応じつつ、生産者の所得向上に繋がるよう、卸売市場法の抜本見直しや、生産者と流通業者・製造業者との連携による付加価値向上など食品流通全体の構造改革を推進することとしている。</p> <p>これらの卸売市場法の抜本見直しを含めた流通全体の構造改革に伴い、卸売市場に係る既存の税制措置について見直し後も引き続き措置するなど、税制上の所要の措置を講じる。</p>
関係条文	—
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中）</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>消費者ニーズに応じつつ、生産者の所得向上に繋がるよう、卸売市場法の抜本見直しや、生産者と流通業者・製造業者との連携による付加価値向上など食品流通全体の構造改革を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>食品流通においては、インターネット通販、産地直売等の増加等により流通の多様化が進展している。他方で、食品流通については、基本的に規制はなく、卸売市場にのみ様々な規制が課せられている状況であり、卸売市場のシェアは低下しつつある。</p> <p>上記の変化に鑑み、消費者ニーズに応じつつ、生産者の所得向上に繋がるよう、卸売市場法の抜本見直しを含めた食品流通全体の構造改革を推進する必要がある。</p> <p>本目標については、農業競争力強化プログラム、規制改革実施計画等において、生産者に有利な流通構造の確立に取り組むこととされており、そのうち卸売市場法の見直しについては平成29年末まで具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改めることとされている。</p>
本要望に対応する縮減案	—
ページ	4 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《小目標》 ③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>2 農業の持続的な発展 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p> <p>○農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定） 2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 (1) 現在の食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。 ② ……農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、……農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるよう ICT を最大限に活用する……。 ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。 ⑦ ……農産物の流通については、パレット化や ICT を活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する。</p> <p>○規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定） Ⅲ 各分野における規制改革の推進 2 (2) ① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項名</th> <th style="text-align: center;">規制改革の内容</th> <th style="text-align: center;">実施時期</th> <th style="text-align: center;">所管府省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検</td> <td style="vertical-align: top;">c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成 29 年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。</td> <td style="vertical-align: top;">c：平成 29 年検討・結論</td> <td style="vertical-align: top;">農林水産省</td> </tr> </tbody> </table>	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検	c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成 29 年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。	c：平成 29 年検討・結論	農林水産省
	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省						
	農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検	c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成 29 年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。	c：平成 29 年検討・結論	農林水産省						
	政策の達成目標	—								
税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—									
同上の期間中の達成目標	—									
政策目標の達成状況	—									
有効性	要望の措置の適用見込み	—								
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—								
ページ	4 — 2									

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—